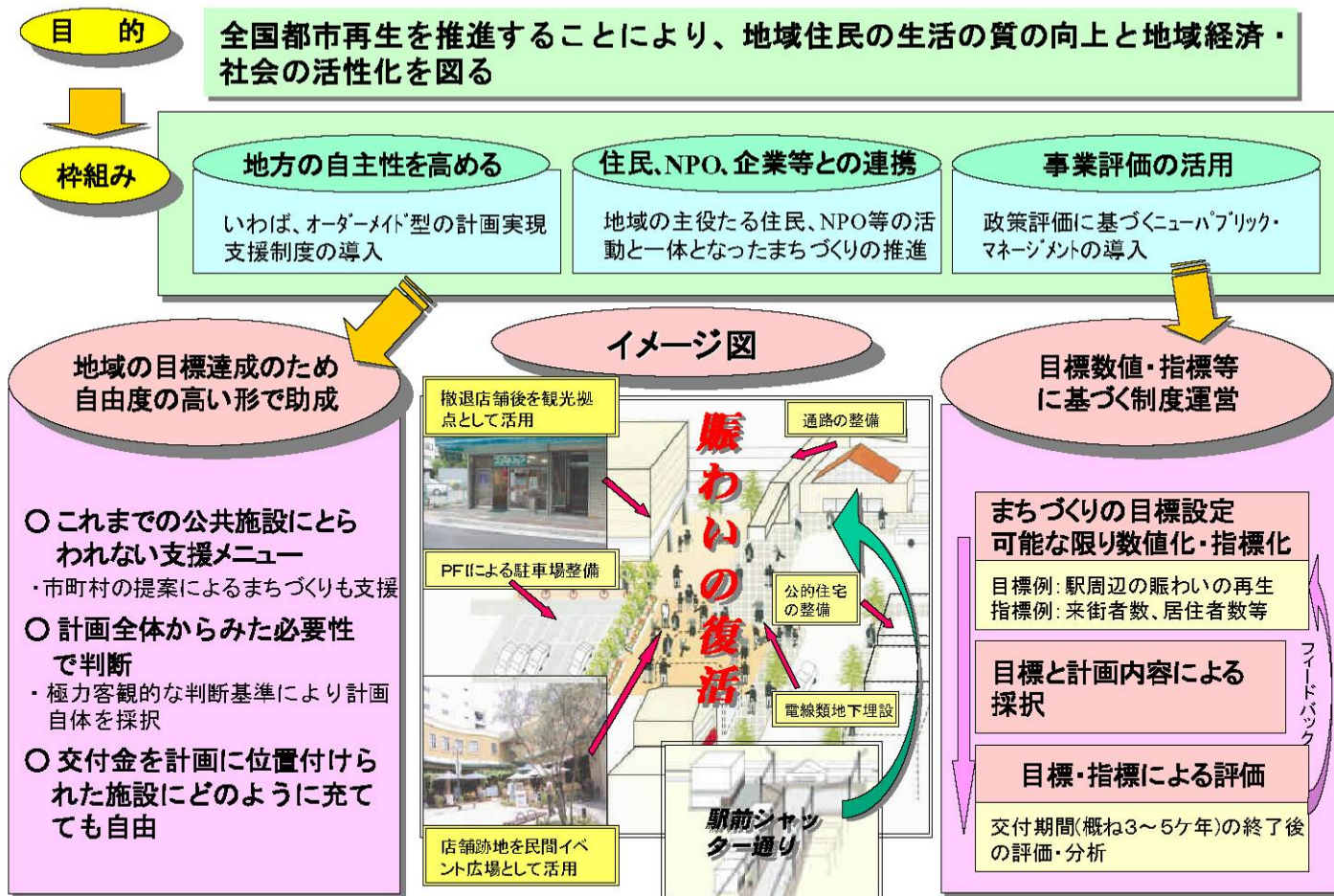




1.0.都市再生に係る支援制度

- ① まちづくり交付金
- ② 地域住宅交付金

①まちづくり交付金（平成16年度～）



まちづくり交付金の創設の背景

都市再生の推進

- ・「身の回り」の生活の質の向上
- ・「地域経済・社会」の活性化

都市再生本部

都市再生特別措置法

大都市における取組み

- ・都市再生プロジェクト
- ・都市再生緊急整備地域
- ・都市再生ファンド

地方における取組み

- ・全国都市再生の推進
～稚内から石垣まで～
- ・全国都市再生モデル調査

三位一体の改革

- ・国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直し

国庫補助
負担金の
改革

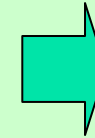
地方交付税
の見直し

税源配分
の見直し

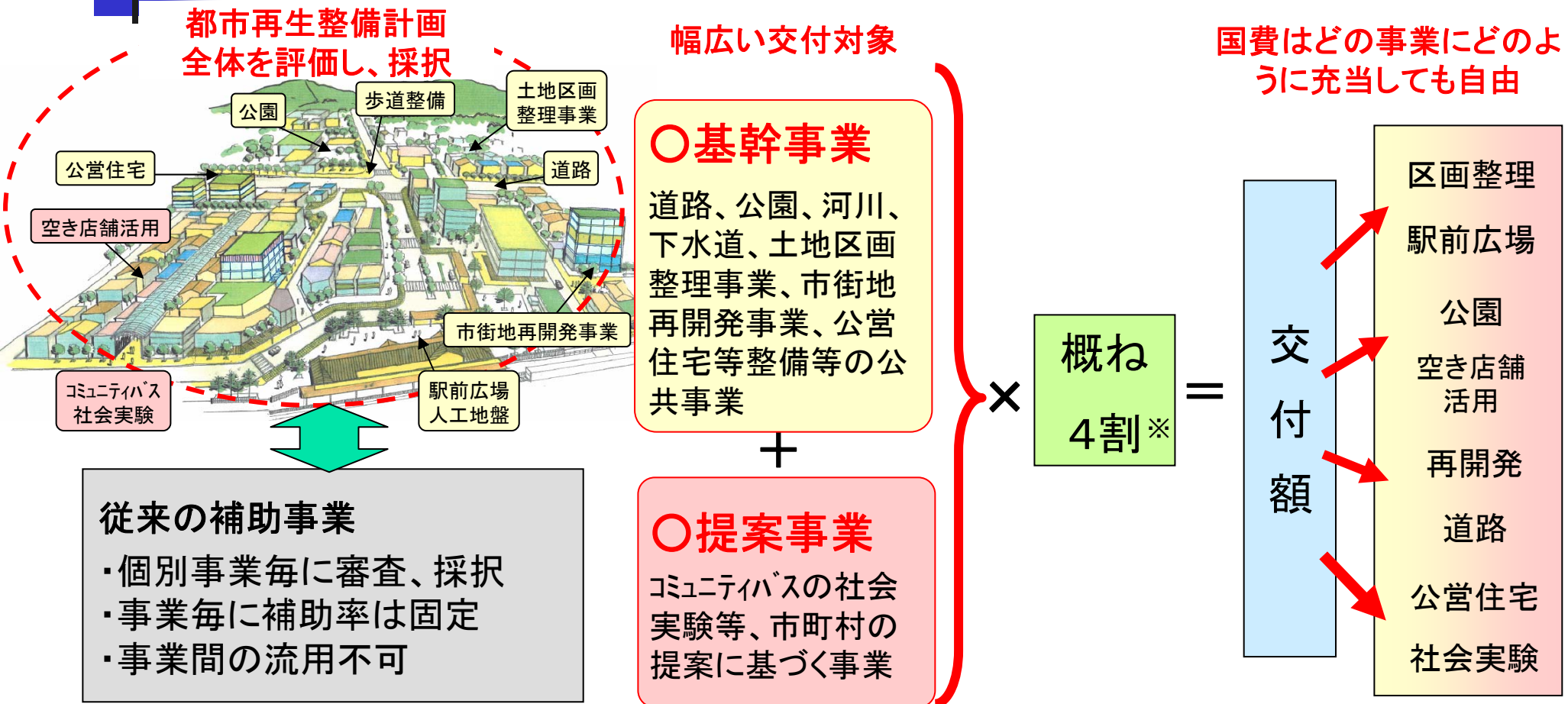
地方が決定すべきことは地方自らが決定する、地方自治本来の姿の実現を目指す。

まちづくり交付金の概要

- ポイント1** 地方の自主性・裁量性の大幅な向上
- ポイント2** 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上
- ポイント3** 目標・指標の明確化

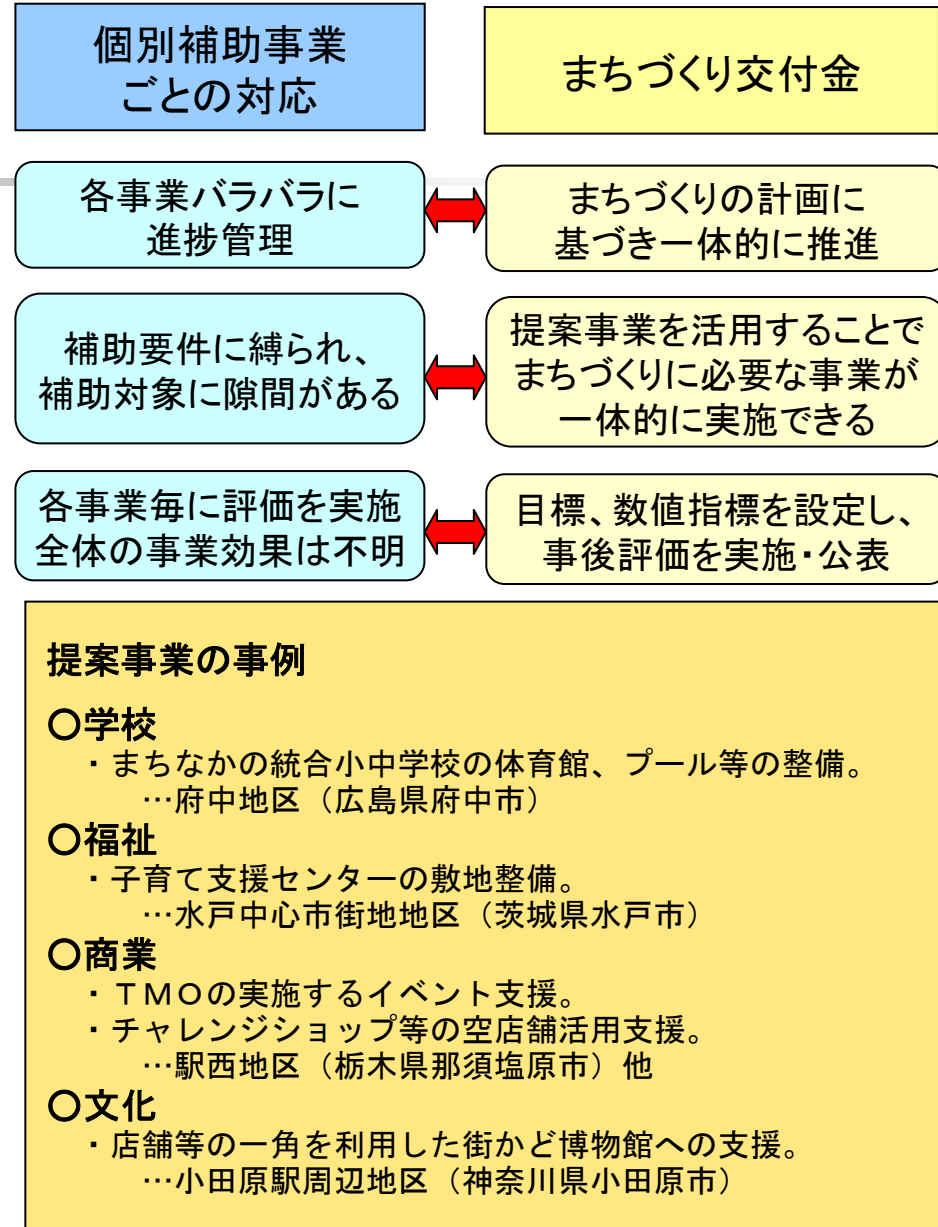
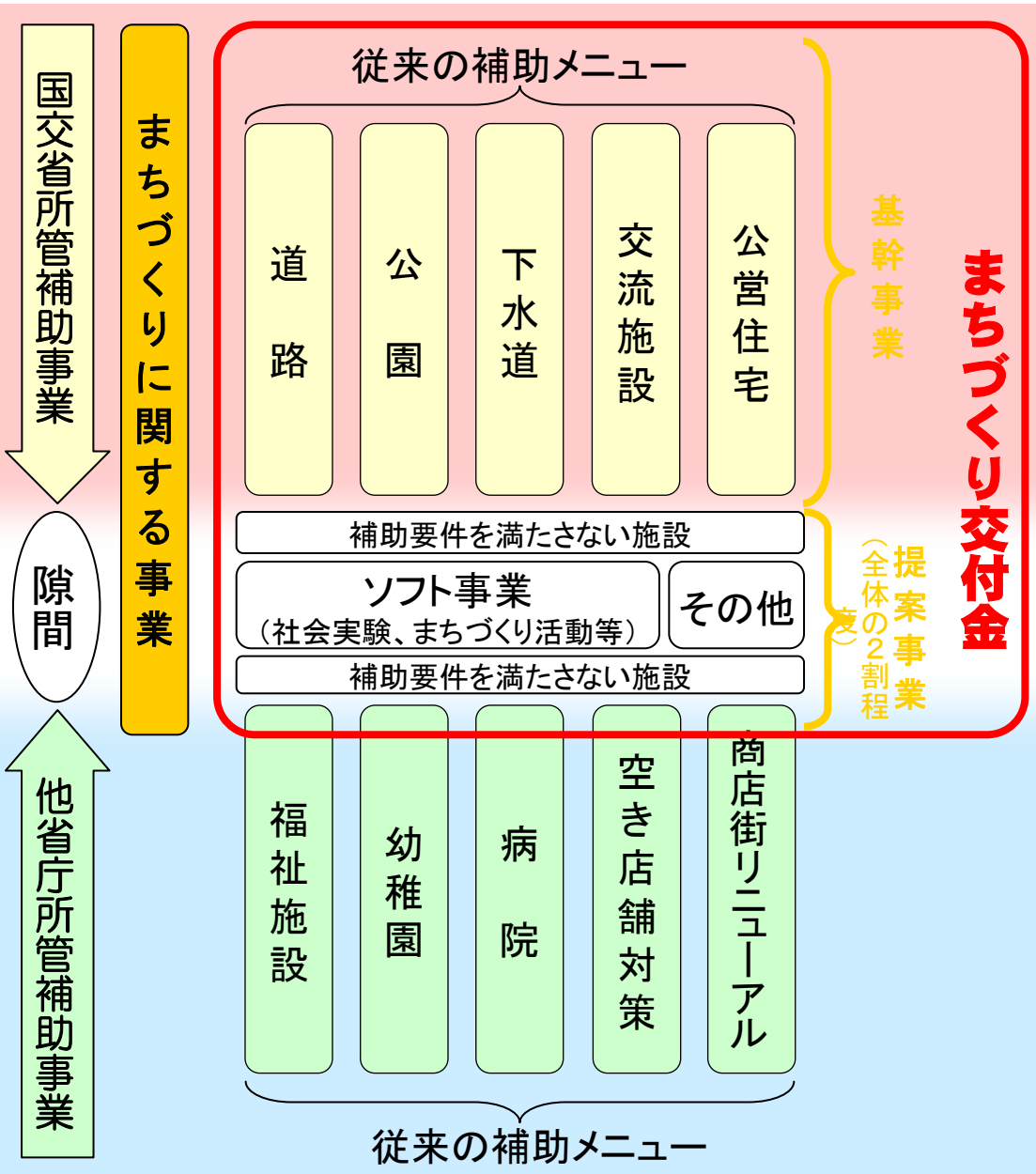


平成21年度当初予算
2,332億円(国費)
 現在、全国748市町村
 1,276地区のまちづくりを支援中
 (平成21年4月1日時点)



※平成21年度からは、中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充。

まちづくり交付金の活用メリット



個性あふれるまちづくりの推進

福祉

- ・高齢者福祉施設の整備
- ・幼保一体施設の整備
- ・タウンモビリティの社会実験
- ・子育て支援NPOの活動支援



公共事業

- ・道路、公園 等
- ・土地区画整理 等
- ・公営住宅整備 等

環境

- ・風力発電施設の整備
- ・コミュニティバスの運行
- ・パークアンドライドの社会実験



安全・安心

- ・防犯カメラの設置
- ・避難路確保のための除却
- ・老朽建築物の解体・除却
- ・建築物のバリアフリー化



文化

- ・景観に係るワークショップ開催
- ・図書館、博物館等の整備
- ・未登録の文化財の整備
- ・まちづくりを担う人材育成



地域振興

- ・空き店舗の活用
- ・オープンカフェの社会実験
- ・駅舎の新設、橋上化
- ・企業誘致のための敷地整備



21年度拡充 国の施策に関連した都市再生への支援強化

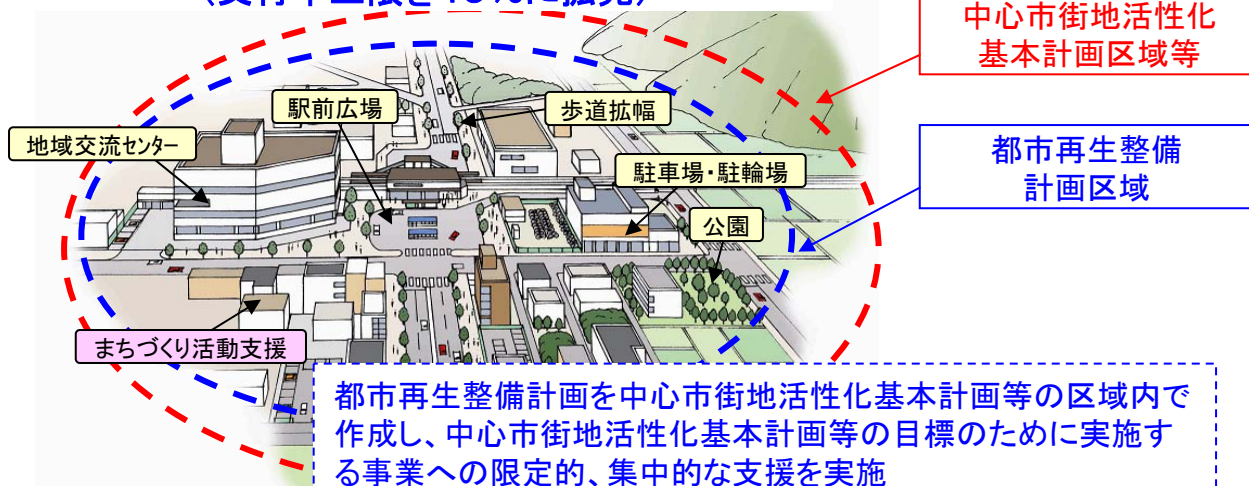
- まちづくり交付金は、地域の自主性・裁量性を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めるための制度として全国の都市再生に大きく貢献。
- 中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等の国として特に推進すべき施策の実現において、まちづくり交付金のより一層の支援が期待されているところ。

【制度改正内容】

国として特に推進すべき施策に関連した都市再生を促進する観点から、まちづくり交付金において、以下のいずれかの計画等に関連する地区であって一定の要件を満たす場合には、市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施する事業等に対する国の支援割合の上限を45%（現行40%）とする。

- ① 都市再生緊急整備地域 ② 中心市街地活性化基本計画
- ③ 歴史的風致維持向上計画 ④ 環境・交通まちづくり（環境モデル都市、都市・地域総合交通戦略関連）

国の施策に関連した都市再生への支援を強化 （交付率上限を45%に拡充）



都市拠点の形成
（都市再生緊急整備地域）



中心市街地活性化
（中心市街地活性化基本計画）



歴史まちづくり
（歴史的風致維持向上計画）



低炭素型まちづくり
（環境・交通まちづくり）

②地域住宅交付金（平成17年度～）

国土交通大臣による基本方針の策定

地方公共団体による地域住宅計画の作成

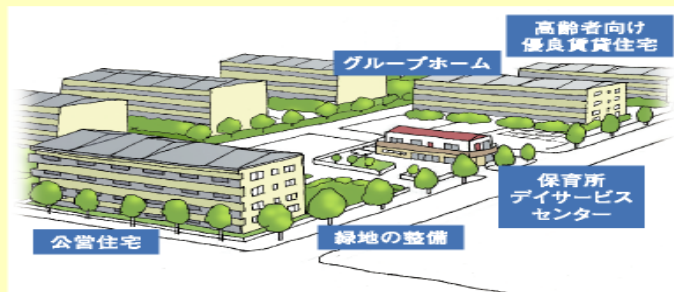
目標

- 子育てしやすい環境づくり
- お年寄りに優しい住まいづくり
- 住まいの安全性の確保
- まちなか居住の促進

⋮

計画に基づく事業の展開

○住宅と福祉施設の一体的整備



○住宅の耐震診断・改修
○住情報提供・住宅相談



地域住宅協議会

交付金の交付

公的賃貸住宅等の
ストックの有効活用

市町村が実施する施策に
必要な権限移譲

事後評価を実施し公表

地域住宅交付金の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度

【特徴】

○地方の自主性・裁量性の向上

公共団体が作成した計画に基づき弾力的に事業実施

公共団体独自の提案による従来補助対象外の事業も支援

○地方の使い勝手の向上

各事業への交付金の充当率を地方公共団体が自由に決定

事業間流用・年度間流用が自由

○事前審査から事後評価へ

地方公共団体が自ら設定した目標に対する事後評価

【交付金の額】

交付金算定対象事業費の概ね45%を助成

【交付対象事業】

○基幹事業

公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備 等

○提案事業

公共団体独自の提案による地域の住宅政策に必要な事業等

(例)

- ・民間住宅の耐震改修・建替え
- ・公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備
- ・住宅相談・住情報提供

【平成21年度予算額】 1,940億円

【計画策定主体数】1,392団体

(都道府県・市町村)

<高齢者・福祉>

公共賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的な整備

イメージ: 健軍団地(熊本県)

公営住宅等の整備と併せて、保育所やグループホーム、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等を整備。

直接整備



民間住宅のバリアフリーリフォーム助成(仙台市他)

65歳以上の高齢者で身体機能が低下していて日常生活を営むことに支障があり、住宅の改造が必要な者が行う、居室、廊下、便所などの住宅改造に対し助成。

間接補助

<手すりの設置>



バリアフリー講習会の実施(福岡県大牟田市他)

建築技術者等を対象とし、身体状況に応じた適切な改修方法や地域の福祉関係者等との連携の取り方等の講習会を実施。

ソフト系施策



高齢者の安定居住のための住宅相談の実施(佐賀県他)

ソフト系施策

バリアフリーモデル住宅に関する情報提供

<子育て支援>

子育てに配慮した民間マンションの整備誘導(神戸市)

子育て支援のための施設運営・サービスを備えた良質なマンションを、「こうべ子育て応援マンション」として認定し、居住者を中心とする自主的な子育てサークルに対して、各種情報提供やボランティア派遣費用の助成等により支援。



間接補助

ソフト系施策

<定住促進>

古くからのまちなみ・にぎわいを活用した定住促進対策(岐阜県飛騨市)



○定住目的で市内の中古住宅を購入し、リフォームする場合に助成。

間接補助



○空家の古民家を市が買取り又は貸借し、リフォームを行い、田舎暮らしのモデル住宅として整備を行う。

直接整備



○飛騨市の暮らしを幅広く理解してもらうための田舎暮らし体験ツアー等の実施。

ソフト系施策

<耐震化>

民間木造住宅の耐震診断・改修 (静岡県他)

地域の防災性の確保のため、昭和56年以前に建築された民間木造住宅等を対象として、耐震診断の実施や耐震補強工事に係る費用の一部を助成。

間接補助

木造住宅の耐震改修工事のイメージ

- 筋かいを設ける
- 構造用合板を貼る
- 細い筋かいを太くする
- 筋かいをタスキ掛けに



<木造住宅振興>

地域材を活用した木造住宅の建設に対する助成

定住者を対象にした地域材の使用に対する補助
(栃木県鹿沼市他)

間接補助



リサイクルウッドの活用による公共住宅の整備

イメージ: 松川団地(長野県)

直接整備



<環境>

民間住宅等における屋上緑化等の推進

(東京都墨田区他)

間接補助

区内の民間建築物で、道路に面して緑のへい(生垣や植樹帯)を設置した所有者や、屋上緑化した建物の所有者に補助を実施。



<屋上緑化>

<災害対策>

住宅再建に向けたモデル住宅建設(新潟県長岡市)

新潟県中越地震により大きな被害を受けた山古志をモデルに、早期住宅再建のため、雪に強く周辺景観に調和した低コストの木造住宅を提案し、モデル住宅の建設事業等を実施。

ソフト系施策

直接整備

